
規 則

高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則をここに公布する。

平成23年10月20日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第63号

高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則

高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則（平成13年高知県規則第153号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）を施行するため、法、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成13年政令第250号。次条において「政令」という。）、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号。以下「省令」という。）及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する施行規則（平成23年国土労働省令第2号。同条において「共同省令」という。）並びに交通省

高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法、政令、省令及び共同省令において使用する用語の例による。

（閲覧所の設置）

第3条 法第10条の規定により登録簿を一般の閲覧に供するため、高知県土木部住宅課内に高知県サービス付き高齢者向け住宅登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を設置する。

（登録簿の閲覧時間）

第4条 登録簿の閲覧時間は、県の執務時間内とする。

（閲覧所の休日）

第5条 閲覧所の休日は、高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日とする。

（閲覧手続等）

第6条 登録簿の閲覧をしようとする者は、閲覧簿に住所、氏名、閲覧の目的その他必要な事項を記入し、閲覧所の係員の指示に従わなければならない。

2 登録簿の閲覧をする者は、登録簿を室外に持ち出し、又は滅失し、若しくは汚損してはならない。

（閲覧の停止等）

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、登録

簿の閲覧を停止し、若しくは禁止し、又は退室を命ずることができる。

- (1) この規則の規定に違反した者
 - (2) 登録簿を室外に持ち出し、又は滅失し、若しくは汚損するおそれがあると認められる者
 - (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者
- (廃業等の届出手続)

第8条 法第12条第1項の規定により廃業等の届出をするときは、別記第1号様式による登録事業廃止等届出書を知事に提出しなければならない。

- 2 法第12条第2項の規定により破産手続開始の決定を受けた旨の届出をするときは、別記第2号様式による登録事業者破産手続開始決定届出書を知事に提出しなければならない。
- (登録の抹消の申請手続)

第9条 法第13条第1項第1号の規定により登録の抹消の申請をするときは、別記第3号様式による登録事業登録抹消申請書を知事に提出しなければならない。

(管理の状況の報告)

第10条 登録事業者は、管理を開始したサービス付き高齢者向け住宅に係る次に掲げる事項について、前年の4月1日から当該年の3月31日までの状況を毎年5月31日までに、別記第4号様式によるサービス付き高齢者向け住宅管理状況報告書により知事に報告しなければならない。

- (1) サービス付き高齢者向け住宅の入居の状況に関する事項
 - (2) サービス付き高齢者向け住宅において行われる高齢者生活支援サービスに関する事項
 - (3) 前号の高齢者生活支援サービスのうち状況把握サービス及び生活相談サービスの内容に関する事項
 - (4) 前3号に掲げる事項のほか、知事が必要があると認める事項
- (身分証明書)

第11条 法第24条第3項の身分を示す証明書は、別記第5号様式によるものとする。

(県が行う賃貸住宅の家賃の減額に要する費用に係る国の補助の対象となる入居者の所得の基準)

第12条 省令第13条の知事が定める額は、214,000円とする。

(事業の変更の認可申請)

第13条 法第56条第1項の規定により事業の変更の認可を受けようとする終身賃貸事業者は、別記第6号様式による終身賃貸事業変更認可申請書により知事に申請しなければならない。

(解約の申入れの承認申請)

第14条 法第58条第1項の規定に基づき終身建物賃貸借の解約の申入れの承認を受けようとする認可事業者は、別記第7号様式による終身建物賃貸借解約申入れ承認申請書により知事に申請

しなければならない。

(地位の承継の届出手続等)

第15条 法第67条第2項の規定により地位の承継の届出をするときは、別記第8号様式による認可事業者地位承継届出書を知事に提出しなければならない。

2 法第67条第3項の規定に基づき地位の承継の承認を受けようとする者は、別記第9号様式による認可事業者地位承継承認申請書により知事に申請しなければならない。

(事業の廃止の届出手続)

第16条 法第70条第1項の規定により事業の廃止の届出をするときは、別記第10号様式による終身賃貸事業廃止届出書を知事に提出しなければならない。

(委任)

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(高知県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則の廃止)

2 高知県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則(平成13年高知県規則第154号)は、廃止する。

規 則

◎高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則